

入札約款（物品・委託等）

（目的）

第1条 千葉県企業局が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。）（以下「物品・委託等」という。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、要求水準書、契約書案等を熟知のうえ入札をしなければならない。

この場合において要求水準書、契約書案等に疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別記第1号様式の1により作成し、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日を表記して公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、入札書等を以下の定めるところにより提出しなければならない。

（1）入札書は、契約担当者の指示により、別記第1号様式の1により作成し、公告又は通知書に指定した日時までに指定の場所に提出しなければならない。

（2）入札参加者は代理人（復代理人を含む。）をして入札させるときは、入札書と併せて別記第2号様式による委任状を提出しなければならない。

（3）入札参加者又はその代理人（復代理人を含む）は、入札書と併せて別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

（4）入札参加者又はその代理人（復代理人を含む）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

（5）入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人（復代理人を含む）とすることはできない。

4 入札参加者は、入札書を指定の場所に提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札辞退）

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、別記第4号様式により辞退届を作成し、入札書の提出期限までに以下に定めるところにより提出するものとする。

（1）入札執行前にあつては、入札辞退届（別記第4号様式）を入札を執行する者に直接持参し、又は送付（入札書の提出期限までに到達するものに限る。）により行う。

（2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する

者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書の提出期限までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、もしくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札において入札参加者が一人である場合は、特別の事情がない限り入札を取りやめるものとする。ただし、低入札価格調査対象者については入札参加者として取扱う。

(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札。(免除の場合を除く。)
- (3) 必要事項を欠く入札。
- (4) 紙入札において、次に該当する場合
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ロ 必要な記名、押印、署名を欠く入札
 - ハ 金額を訂正した入札
 - ニ 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札
 - ホ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (5) 明らかに談合であると認められる入札。
- (6) 低入札価格調査において、低入札価格調査報告書の提出に代わる届出を提出した者、事情聴取に協力しない者、及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札。

(失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において失格とされた入札

(落札者の決定)

第8条 総合評価落札方式によらない物品・委託等の入札においては、入札を行った者のうち予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とす

る。

ただし、低入札価格調査制度の適用を受ける入札において、主務課長（委託業務の契約の締結及び履行に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。）又は所長（千葉県企業局財務規程（昭和39年水道局管理規程第6号）第二条第六号に定める出先機関の長をいう。）の定める額（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者（以下「価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者がいないときは、価格落札調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 総合評価落札方式による物品・委託等の入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査制度の適用を受ける入札において、落札必要要件に該当し総合評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があるときは、「落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、総合評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者」（以下「総合評価調査対象者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

4 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者がいないときは、総合評価調査対象者以外の者のうち、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

5 第1項又は第3項ただし書の場合において、価格落札調査対象者又は総合評価調査対象者は契約担当者の行う調査に協力しなければならない。

（同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（再度入札）

第10条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として2回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、次の各号の一に該当する者

とする。

ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(1) 最低制限価格を下回らない入札をした者

(2) 第8条第1項又は第3項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者
(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。

ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札者はその効力を失う。

(契約の保証)

第12条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保障を付さなければならない。

ただし、契約担当者が特に必要がないと認めたときは、この限りではない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、この約款、要求水準書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(その他)

第14条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。